

スカイトラベル友の会 会則

第1条

この会の名称は『スカイトラベル友の会』という。

第2条

この会の事務局を名古屋市中央区山王3-1-5 (株)スカイトラベル内に設置し、運営・管理を(株)スカイトラベルが行ないます。

第3条

この会は、会員様へ観劇・旅行・優待施設等の最新お値打ち情報をご提供し、会員様がその催し・旅行・優待施設を通してご友人・ご家族との楽しいひとときを過ごして頂き、豊かな人生・明るい社会を目指します。

第4条

いつでも誰でもご入会出来ます。第3条記載の目的に賛同し、本会側を遵守することを約した者は、第5条の手続きによって会員様となることが出来ます。

第5条

友の会入会には、入会金¥500-を申し受けます。

第6条

友の会年会費¥500-を申し受けます。
毎年度初回購入時に申し受け、年度は1月1日～12月31日を1年度とします。

第7条

既納の入会金・年会費は、これを返還しません。

第8条

特典は会員様がご利用になれます。特典とは、友の会事務局が定めたものを指します。

第9条

友の会会員様で2年間ご利用がない場合は、脱会したものとみなします。
脱会後は再度入会が必要となります。

第10条

会員様の権利を利用し、利益獲得を目的とした観劇券の購入や転売をした場合、会員として公序良俗に反したり、著しく会則に違反した者は、強制脱会となる場合があります。

第11条

会則の改正は適宜ありうるが、会報誌等を通じて会員様に知らされなければならない。

第12条

この会則は平成20年1月1日に制定し、同日より施行する。

個人情報の取扱について

- ①会員様の個人情報を、入会申込書・ホームページでお届け頂いた情報を収集し登録させていただきます。
- ②個人情報は、スカイトラベル友の会と株式会社スカイトラベルが共同して利用します。
利用目的は友の会通信・最新情報・プロモーション情報・商品・サービス・市場調査等をダイレクトメール・Eメールで送付します。
- ③会員情報は、次の場合を除き、第三者に提供することは御座いません。
 - 1.該当する会員様の同意を得た場合。
 - 2.法令等により官公庁の判断に従い開示する場合。
 - 3.警察より捜査協力の要請があった場合。
- ④会員様は当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することが出来ます。また万が一登録内容が不正確または誤りである事が判明した場合には、当社は速やかに訂正又は、削除に応じるものとします。

スカイトラベル友の会・株式会社スカイトラベル
TEL(052)331-5137
FAX(052)331-5163
Email:info@skytravel.jp